



元気のでる「リハビリ教室」 に参加しませんか!!

誰でも年をとったり、病気やケガで、体が不自由になったりすると、もう何もできなくなってしまうと悲観しがちです。「リハビリ教室」では、同じ仲間同志で、楽しみながら体を動かしています。家では寝たり起きたりしている方も、この教室に参加して、どんどん元気になっていきます。車イスの方から歩ける方まで、家に閉じ込めがちの方はぜひご参加ください。参加を希望される方は、4月17日(木)までに保健婦へ申し込んでください。電話38-3111(内線31・32番)

〈会場〉保健センター「集団検診室」(車で送迎いたします。)

〈日程〉4月22日(火)より毎月1〜2回。主に午後1時30分〜3時30分。

〈内容〉○血圧測定など健康のチェック

- リハビリ指導
- 医師の指導・遠足
- 作品づくり・ゲーム
- 季節の行事
- デイサービス交流会

〈担当〉保健婦、保健衛生係、看護婦、指導員、医師(年3回)、理学療法士(年3回)、ボランティヤ

～親子で楽しく仲間づくりを～ 「あそびの広場」のご案内



平成9年度あそびの広場日程

役場保健センター会場	ふれあい会館会場
4月24日(木)	5月28日(水)
5月6日(火)	7月15日(火)
6月3日(火)	9月18日(木)
7月4日(金)	※10月17日(金) 会場はスポーツ公園 となります
8月5日(火)	
9月5日(金)	11月25日(火)
10月28日(火)	3月24日(火)
11月11日(火)	
12月10日(水)	
H10.1月13日(火)	
※2月13日(金)	
3月4日(水)	

※2/13のみ 中央公民館

町では親同志・子供同志の仲間づくりと親子で楽しく遊ぶことを目的とした「あそびの広場」を開催いたします。「近所に一緒に遊ぶ友達がいない」「子供との遊び方を知りたい」などという方は、ぜひご参加ください。参加を希望される方は、4月21日(月)までに保健婦あてに電話で申し込んでください。(内線31・32)

〈会場〉役場保健センター
ふれあい会館(矢代田)

〈時間〉午前9時30分〜11時

〈対象〉保育園入園前の子供とその保育担当者

〈内容〉季節に応じた行事や遊び、親子遊びなど(2〜3才を対象とした内容になります)

・お母さん方に会の中心となってもらい、保健婦・保母がお手伝いします。

〈もってくるもの〉
・子供のおやつ・飲みもの(水か番茶)
なお、9/5・10/17・2/13の3回は、公民館事業の家庭教育学級「つくしんぼ」との合同開催となります。

春季火災予防運動

～便利さに慣れて忘れる火のこわさ～
期間 4月1日(火)～7日(月)

火災は、ちょっとした油断や不注意が原因で、すべてを灰にしてしまいます。火災の恐ろしさを認識し、火の元の点検だけでなく、日頃の防災に対する気配りが大切です。

火の用心!! 7つのポイント

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- ④風の強いときは、たき火をしない。
- ⑤子どもには、マッチやライターで遊ばせない。
- ⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

※火災等の問い合わせには、消防署テレホンサービスをご利用ください。

☎025-373-3400

春の全国交通安全運動 4月6日(日)～15日(火)

〈スローガン〉

交通ルール

親がお手本

防ぐ事故

〔運動の重点〕

1. 子供・高齢者の交通事故防止
2. シートベルトの着用の徹底

まず相談
新潟県交通事故相談所
交通事故に伴う問題で困っている方に、無料で相談に応じています。相談所は土・日曜、休日を除く毎日9時から15時まで、県庁・長岡総合庁舎・上越総合庁舎の3ヶ所で行っています。また、毎月第2金曜日・10時から14時まで、移動相談所を新津市で開催していますので、気軽にご利用下さい。

従五位 勲五等端宝章受賞 故 楠原 真次氏



平成8年11月13日、八十六歳で亡くなられた楠原真次氏(竜玄)が、勲五等端宝章を受章されました。楠原氏は、昭和六年から昭和四十三年までの三十七年間にわたって教務にたずさわられ、白根市臼井小学校長を最後に退職されました。今回、この長年の教育功勞により受賞されたものです。

確定申告が間違っていたときは

確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告することを忘れていた方はいませんか。申告内容に間違いがあるときはそれを訂正することができます。

付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。この「更正の請求」をするための用紙は税務署にあります。《税額を少なく申告していたとき》確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この「修正申告」をする

るための用紙は税務署にあります。《確定申告を忘れていたとき》確定申告をしななければならないのに、申告書の提出を忘れていたときには、すぐに申告してください。用紙は税務署にあります。